

ホストクラブなどにおける不当な勧誘と 消費者契約法の適用について（周知）

近年、一部の悪質なホストクラブなどにおいて、その従業員であるホストが若年女性に対して、その好意の感情を不当に利用して、困惑させ、飲食などの提供を受ける契約（以下「飲食などの契約」という。）を結ばせるという事例が報告されています。

消費者契約法（以下「本法」という。）では、消費者の利益を守るため、消費者契約について、不当な勧誘による契約の取消し等を規定しており、好意の感情を不当に利用した契約、いわゆる「デート商法」については、第 4 条第 3 項第 6 号に取消権を定めています（別紙 1 参照）。

ホストクラブなどにおける飲食などの契約も本法上の消費者契約に当たり得るため、本法で定める要件に該当する不当な勧誘により締結した契約について、消費者が契約の相手方である事業者に対して取消しの意思表示をすることで、その契約を取り消すことができる可能性があります。

※年齢 18 歳未満の者（未成年者）が、両親などの法定代理人の同意を得ずに結んだ契約については、民法第 5 条に基づき、原則として取り消すことができます。

具体的には、ホストクラブの従業員であるホストなどが、消費者（以下「客」という）に飲食などの契約を勧誘する際に、

○ 客が社会生活上の経験が乏しいことから、

- ① ホストに対して恋愛感情など好意の感情を抱き、かつ
- ② ホストも客（＝自分）に対して恋愛感情など好意の感情を抱いていると誤って信じていること

を知りながら、

○ これに乗じ、飲食などの契約を締結しなければ（例えば、酒類などを注文してくれなければ）ホストと客の関係が破綻することになる旨を告げることにより、

○ 客が困惑し、飲食などの契約の申込み等をしたときは、

本法に基づき、この契約を取り消すことができます。なお、仮に、ホストが恋人間の個人的なやり取り（売掛金の立替えなど）だと主張している場合でも、ホストが本法上の事業者に

該当する場合で、本法の要件に該当する不当な勧誘をしていれば、その契約は取り消すことができます。

また、ホストクラブの従業員であるホストなどが、客に飲食などの契約を勧誘する際に、価格や内容を偽って結ばせた契約や、客が店から退去する意思を示しているにもかかわらず退去させずに結ばせた契約なども、同様に本法で定める要件を満たせば、取り消すことができます。

本法は民事ルールであることから、客である当事者が契約の取消しを主張した上で、当事者間で解決していただく必要があり、最終的には、個別具体的な事案に即し、司法の場で判断されることとなります。

- ホストクラブ等との契約などにおいて、消費者契約法による取消しが可能かどうか等の消費者トラブルに関する相談について

【相談先】 地方公共団体の消費生活センター

【電話番号】 188 「消費者ホットライン」(全国共通の電話番号)

別添 相談内容に応じた主な専門機関の窓口

(別紙1) 消費者契約法第4条第3項第6号概要

本周知文に関するお問合せ先

消費者制度課 消費者契約法担当

03-3507-9165

別添

相談内容に応じた主な専門機関の窓口

- 悪質ホストクラブ等の問題について、どこに相談してよいか分からない方のほか、居住先を失った場合の一時保護、その他困難な問題を抱え、福祉的支援が必要な場合の相談について

【相談先】各都道府県の婦人相談所

【電話番号一覧（URL）】<https://www.mhlw.go.jp/content/001171518.pdf>

- 売掛金に係る契約等の取消しの手続等各種法的トラブルに関する相談について

【相談先】日本司法支援センター（法テラス）

【電話番号】0570-078374

- ホストに売春等を強要されている、追われている等の犯罪被害に関する相談について

【相談先】都道府県警察

【電話番号】最寄りの警察署への通報又は警察相談専用電話（「#9110」番）

- 性犯罪・性暴力の被害に関する相談について

【相談先】性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター

【電話番号】#8891

好意の感情の不当な利用(第4条第3項第6号)

条文の概要

消費者は、

○事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、

消費者が、社会生活上の経験が乏しいことから、

- ①勧誘者に対して恋愛感情その他の好意の感情を抱き、かつ、
- ②勧誘者も消費者に同様の感情を抱いていると誤信していること

を知りながら、

○これに乗じ、消費者契約を締結しなければ勧誘者との関係が破綻することになる旨を告げることにより

○困惑し、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

ポイント①

- 社会生活上の経験が乏しいとは、社会生活上の経験の積み重ねが消費者契約を締結するか否かの判断を適切に行うために必要な程度に至っていないこと
- 社会生活上の経験が乏しいか否かは、**年齢によって定まるものでなく、中高年であっても該当し得る**

ポイント②

友情や先輩への感情も、恋愛感情と同程度に親密な感情であれば、「好意の感情」に該当し得る

例：日頃から同じ寮で生活し、かつ所属するサークルも同じである勧誘者に対して抱く感情が、単なる良い印象や好感を超えた親密な感情であれば、該当し得る

ポイント③

- 消費者が、勧誘者に対して好意の感情を抱き、かつ、勧誘者も同様の感情を抱いていると誤信

例：消費者が勧誘者に対し好意の感情を伝えるメール等のやり取りがあったり、消費者と勧誘者が2人で出掛けたり食事したりする場合は、該当し得る

- 事業者がこうした片面的な人間関係を知りながら勧誘

ポイント④

- **必ずしも口頭によることを必要とせず、消費者が実際に認識できるものであれば含まれ得る**